

答 申 案 件 の 概 要

件名	特定職員の旅行命令及び復命書についての一部開示決定処分に対する審査請求 (情報公開・個人情報保護審査会答申第45号)						
経緯	開示請求年月日	平成28年6月23日	審査請求年月日	平成28年7月19日	担当課	開示決定等	教育庁教職員課総務・免許グループ
	開示決定等年月日	平成28年7月6日	諮問年月日	平成28年8月19日		審査請求	教育庁教職員課人事制度グループ
対象行政文書	教職員課主任指導主事〇〇〇〇に係る旅行命令(平成28年6月22日から同月25日まで)及びその復命書						
本件処分の内容	<p>一部開示決定 (不開示部分(審査請求の対象となったもの。以下「本件情報」という。))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅行命令の用務及び用務先の一部 ・復命書の概要及び用務先の一部 <p>(不開示理由) 青森県情報公開条例(平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。)第7条第7号(事務事業情報)該当県の事務事業に関する情報であって、公にすることにより違法又は不当な行為を容易にするおそれがあるため。</p>						
審査請求の趣旨	本件情報の開示を求める。						
審査会の結論	青森県教育委員会(以下「実施機関」という。)が、対象となった行政文書を一部開示としたことは、妥当である。						
審査会の判断要旨	<p>○ 条例第7条第7号該当性について</p> <p>(1) 当審査会が実施機関に対して、本件開示請求に係る事務の内容及び事務処理の全体の流れについて説明を求めたところ、当該事務は人事管理に係るもので、特に秘匿を要するものであることが確認された。</p> <p>(2) また、実施機関の説明から、本件情報が公にされた場合、本件処分で開示された情報等と照合することにより、当該事務の内容、実施場所等が明らかになる、又は推測されるおそれがあること、その場合、外部からの不当な干渉等を招き、今後の当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることが認められた。</p> <p>(3) 以上から、<u>本件情報は、これを公にすると、実施機関が行う人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、<u>条例第7条第7号に該当する。</u></u></p> <hr/> <p><結論> 以上、本件開示請求に対し実施機関が行った一部開示決定は妥当である。</p>						